

### 木造住宅の耐震診断・耐震改修補助制度

上尾市では、昭和56年5月31日以前に着工した在来軸組構法等で建築された地上2階以下の戸建住宅（兼用住宅）に補助を行っています。

■耐震診断 耐震診断費の1/2かつ25,000円を限度 ■耐震改修 耐震改修費の15.2%かつ350,000円を限度  
※補助を受けるにあたっては、条件・基準があります。

問い合わせ 上尾市都市整備部建築指導課 電話 048-775-8490

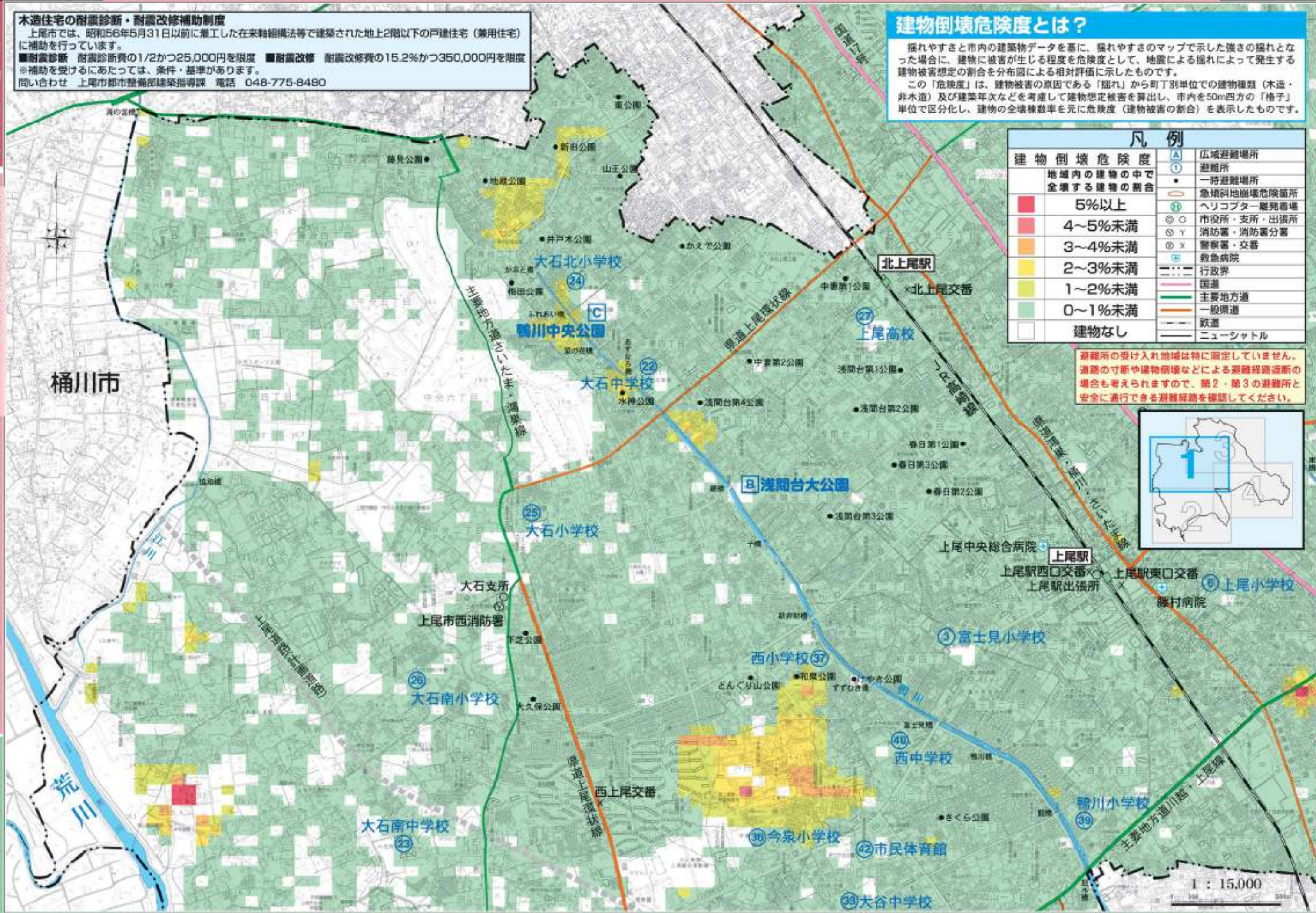
### 建物倒壊危険度とは？

揺れやすさと市内の建築物データを基に、揺れやすさのマップで示した強さの揺れとなった場合に、建物に被害が生じる程度を危険度として、地震による揺れによって発生する建物被害想定割合を分布図による相対評価に示したものです。

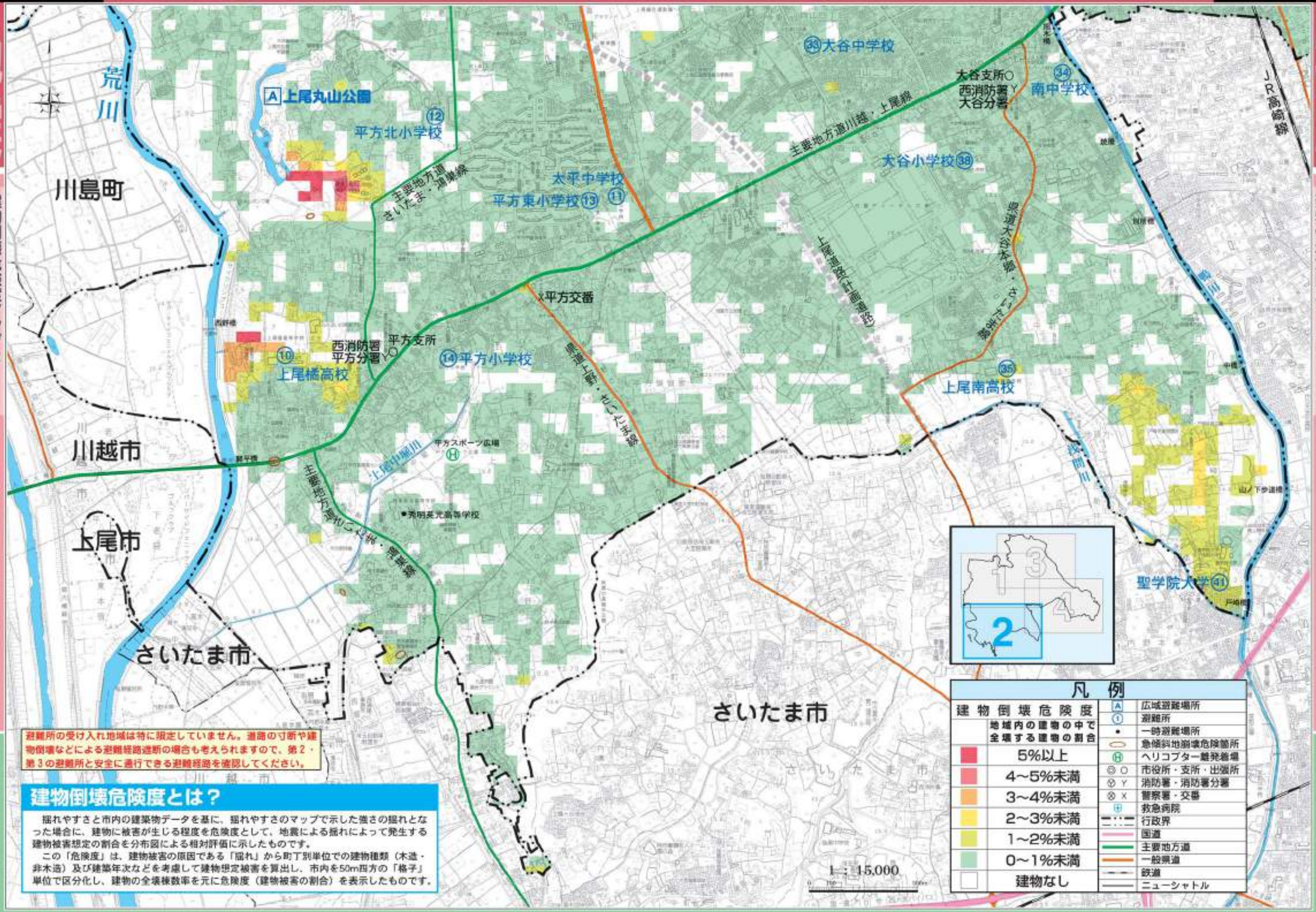
この「危険度」は、建物被害の原因である「揺れ」から町丁目単位の建物種類（木造・非木造）及び建築年次などを考慮して建物想定被害を算出し、市内を50m四方の「格子」単位で区分化し、建物の全壊棟数率を元に危険度（建物被害の割合）を表示したものです。

凡例	
建物倒壊危険度	A 広域避難場所
地域内の建物の中で全壊する建物の割合	B 避難所
5%以上	C 一時避難場所
4~5%未満	D 急傾斜地崩壊危険箇所
3~4%未満	E ヘリコプター離発着場
2~3%未満	F 市役所・支所・出張所
1~2%未満	G 消防署・消防署分署
0~1%未満	H 警察署・交番
建物なし	I 救急病院
	J 行政界
	K 国道
	L 主要地方道
	M 一般県道
	N 鉄道
	O ニューシャトル

避難所の受け入れ地域は特に限定していません。道路の寸断や建物倒壊などによる避難経路遮断の場合も考えられますので、第2・第3の避難所と安全に通行できる避難経路を確認してください。



1 : 15,000



避難所の受け入れ地域は特に限定していません。道路の寸断や建物倒壊などによる避難経路遮断の場合も考えられますので、第2・第3の避難所と安全に通行できる避難経路を確認してください。

**建物倒壊危険度とは？**  
 揺れやすさと市内の建築物データを基に、揺れやすさのマップで示した強さの揺れとなった場合に、建物に被害が生じる程度を危険度として、地震による揺れによって発生する建物被害想定割合を分布図による相対評価に示したものです。  
 この「危険度」は、建物被害の原因である「揺れ」から町丁目別単位の建物種類（木造・非木造）及び建築年次などを考慮して建物想定被害を算出し、市内を50m四方の「格子」単位で区分化し、建物の全壊棟数率を元に危険度（建物被害の割合）を表示したものです。



凡例	
建物倒壊危険度	広域避難場所
地域内の建物の中で全壊する建物の割合	避難所
5%以上	一時避難場所
4~5%未満	急傾斜地崩壊危険箇所
3~4%未満	ヘリコプター離発着場
2~3%未満	市役所・支所・出張所
1~2%未満	消防署・消防署分署
0~1%未満	警察署・交番
建物なし	救急病院
	行政界
	国道
	主要地方道
	一般県道
	鉄道
	ニューシャトル

1:15,000

1 : 15,000

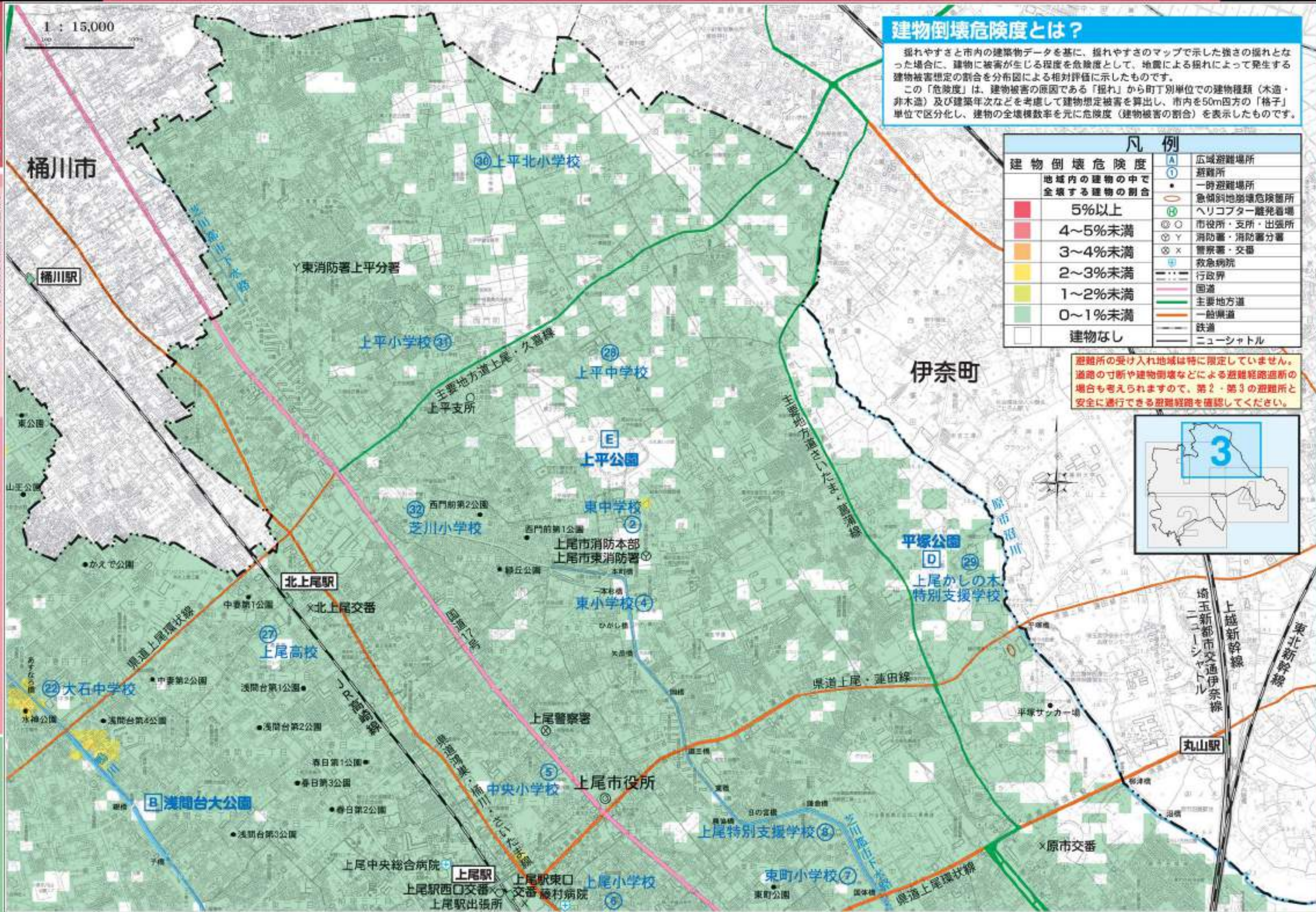
### 建物倒壊危険度とは？

揺れやすさと市内の建築物データを基に、揺れやすさのマップで示した強さの揺れとなった場合に、建物に被害が生じる程度を危険度として、地震による揺れによって発生する建物被害想定割合を分布図による相対評価に示したものです。

この「危険度」は、建物被害の原因である「揺れ」から町丁別単位での建物種類（木造・非木造）及び建築年次などを考慮して建物想定被害を算出し、市内を50m四方の「格子」単位で区分化し、建物の全壊棟数率を元に危険度（建物被害の割合）を表示したものです。

凡例	
建物倒壊危険度	A 広域避難場所
地域内の建物の中で全壊する建物の割合	① 避難所
5%以上	・ 一時避難場所
4~5%未満	○ 急傾斜地崩壊危険箇所
3~4%未満	⊕ ヘリコプター離陸着場
2~3%未満	⊙ 市役所・支所・出張所
1~2%未満	⊖ 消防署・消防署分署
0~1%未満	⊗ 警察署・交番
建物なし	⊕ 救急病院
	--- 行政界
	— 国道
	— 主要地方道
	— 一般県道
	— 鉄道
	— ニューシャトル

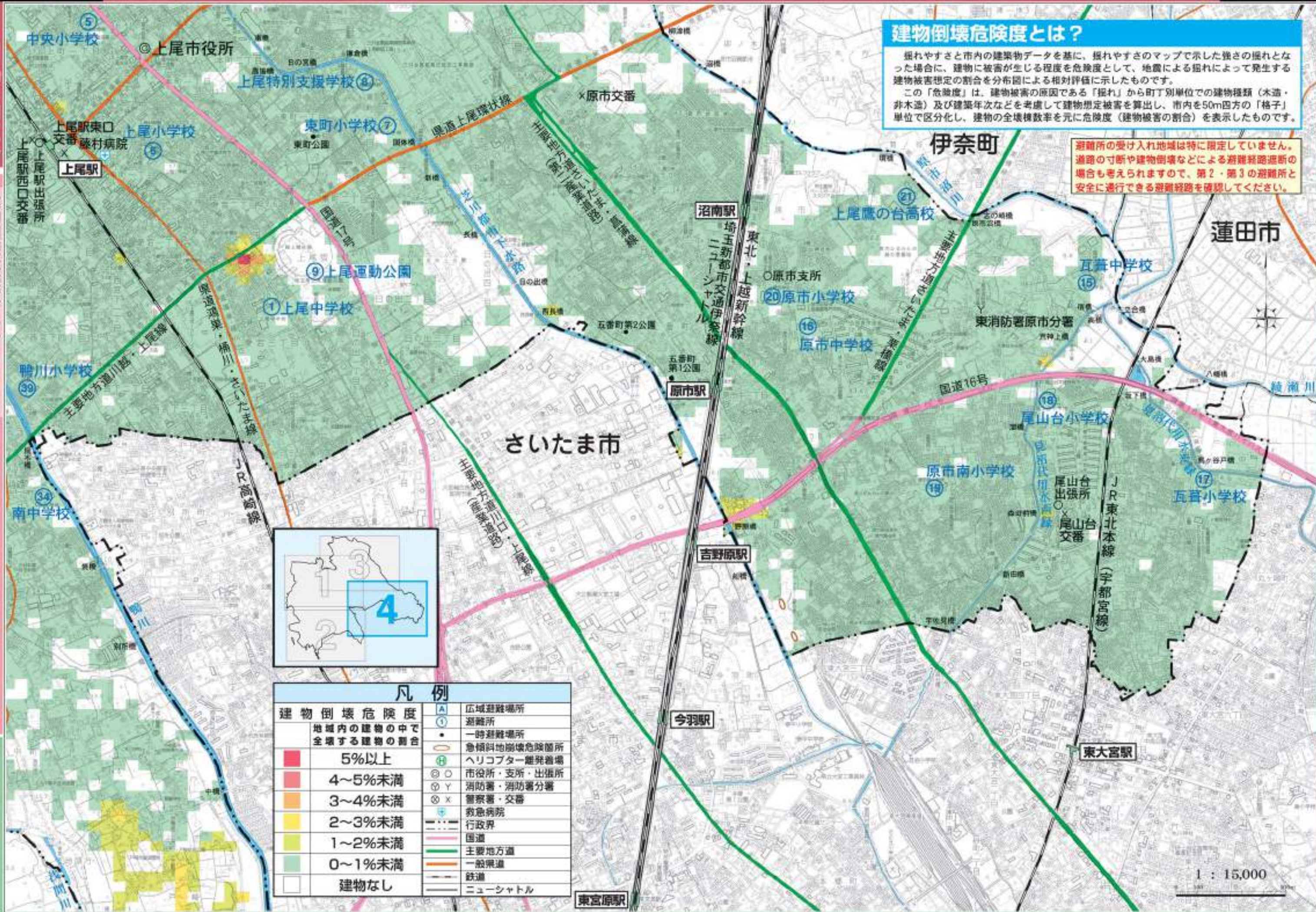
避難所の受け入れ地域は特に限定していません。道路の寸断や建物倒壊などによる避難経路遮断の場合も考えられますので、第2・第3の避難所と安全に通行できる避難経路を確認してください。



### 建物倒壊危険度とは？

揺れやすさと市内の建築物データを基に、揺れやすさのマップで示した強さの揺れとなった場合に、建物に被害が生じる程度を危険度として、地震による揺れによって発生する建物被害想定割合を分布図による相対評価に示したものです。  
 この「危険度」は、建物被害の原因である「揺れ」から町丁目単位での建物種類（木造・非木造）及び建築年次などを考慮して建物想定被害を算出し、市内を50m四方の「格子」単位で区分化し、建物の全壊棟数率を元に危険度（建物被害の割合）を表示したものです。

避難所の受け入れ地域は特に限定していません。  
 道路の寸断や建物倒壊などによる避難経路遮断の場合も考えられますので、第2・第3の避難所と安全に通行できる避難経路を確認してください。



凡例	
建物倒壊危険度	Ⓐ 広域避難場所
地域内の建物の中で全壊する建物の割合	ⓐ 避難所
■ 5%以上	● 一時避難場所
■ 4~5%未満	○ 急傾斜地崩壊危険箇所
■ 3~4%未満	Ⓜ ヘリコプター離着陸場
■ 2~3%未満	Ⓨ 市役所・支所・出張所
■ 1~2%未満	Ⓧ 消防署・消防署分署
■ 0~1%未満	ⓧ 警察署・交番
□ 建物なし	Ⓡ 救急病院
	--- 行政界
	— 国道
	— 主要地方道
	— 一般県道
	— 鉄道
	— ニューシャトル

1 : 15,000